

第2号

香川県税条例の一部を改正する条例議案

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の納付義務の免除の申告)</p> <p>第90条の3 法第11条の10第2項の規定による種別割の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、納付義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(種別割の納付義務の免除の申告)</p> <p>第90条の3 法第11条の9第2項の規定による種別割の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、納付義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

## 第3号

## 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～3 略				1～3 略			
4 一般旅券発給申請手数料（5の項、7の項又は8の項に該当するものを除く。）	電子申請による場合	1件	<u>1,900円</u>	4 一般旅券発給申請手数料（5の項、7の項又は8の項に該当するものを除く。）		1件	2,000円
	その他の方法による場合	1件	<u>2,300円</u>				
5 一般旅券（残存有効期間同一旅券に限る。）発給申請手数料（8の項に該当するものを除く。）	電子申請による場合	1件	<u>1,900円</u>	5 一般旅券（残存有効期間同一旅券に限る。）発給申請手数料（8の項に該当するものを除く。）		1件	2,000円
	その他の方法による場合	1件	<u>2,300円</u>				
6 略				6 略			
7 未交付失効後5年以内の一般旅券発給申請手数料（8の項に該当する	電子申請による場合	1件	<u>3,900円</u>	7 未交付失効後5年以内の一般旅券発給申請手数料（8の項に該当する		1件	<u>4,000円</u>
	その他の方法による場合	1件	<u>4,300円</u>				

ものを除く。)			
8 未交付失効後5年以内の一般旅券(残存有効期間同一旅券に限る。)発給申請手数料	電子申請による場合	1件	3,900円
	その他の方法による場合	1件	4,300円
9~271 略			
272 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料		1件	22,500円
273 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	略		
274 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	略		
275~598 略			

備考

- 1 略
- 2 この表において「電子申請」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。
- 3 略

別表第2(第4条関係)

試験等	手数料
1~5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき11,600円。ただし、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受</u>

ものを除く。)			
8 未交付失効後5年以内の一般旅券(残存有効期間同一旅券に限る。)発給申請手数料		1件	4,000円
9~271 略			
272 大麻草採取栽培者免許申請手数料		1件	6,700円
273 大麻草採取栽培者登録変更手数料		1件	3,200円
274 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料		1件	3,200円
275~598 略			

備考

- 1 略
- 2 略

別表第2(第4条関係)

試験等	手数料
1~5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき11,600円。ただし、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子</u>

験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1件につき11,100円

略

7～19 略

情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1件につき11,100円

略

7～19 略

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部272の項から274の項までの改正規定は、同月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1 第2表 手数料の部（272の項から274の項までを除く。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)～(11) 略		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1～11 略			1～11 略		
12 運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験		12 運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
	ア 道路交通法（以下この表において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>		ア 道路交通法（以下この表において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
	イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合			イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
	(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験	1件につき <u>1,950円</u>		(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験	1件につき <u>1,900円</u>
	(イ) 道路交通法施行令	1件につき <u>750円</u>		(イ) 道路交通法施行令	1件につき <u>800円</u>

(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験

ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合

(ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合

(2) 普通自動車免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験

(イ) 令第33条の6の2

1件につき6,900円

1件につき3,900円

1件につき1,900円

1件につき1,950円

1件につき750円

(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験

ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合

(ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合

(2) 普通自動車免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験

(イ) 令第33条の6の2

1件につき6,600円

1件につき4,100円

1件につき1,750円

1件につき1,900円

1件につき800円

<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p> <p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けること</p>	<p>1件につき<u>3,300円</u></p> <p>1件につき<u>2,500円</u></p> <p>1件につき<u>1,850円</u></p> <p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>750円</u></p>		<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p> <p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けること</p>	<p>1件につき<u>3,350円</u></p> <p>1件につき<u>2,550円</u></p> <p>1件につき<u>1,750円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>800円</u></p>	
--	---	--	--	---	--

とができなかった者に対する試験	
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,550円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,800円</u>
(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	
(ア) (イ)に掲げる試験以外の場合	1件につき <u>1,950円</u>
(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験	1件につき <u>750円</u>
イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>1,600円</u>
(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>
イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当し	

ができなかった者に対する試験	
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,050円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,600円</u>
(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	
(ア) (イ)に掲げる試験以外の場合	1件につき <u>1,900円</u>
(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	1件につき <u>800円</u>
イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>1,500円</u>
(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当し	



	て同項の規定の適用を受ける場合	
	(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験	1件につき <u>1,950円</u>
	(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験	1件につき <u>750円</u>
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
	(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>7,450円</u>
	(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,500円</u>
(6)	仮運転免許に係る試験	
	ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>
	イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
	(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,700円</u>
	(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,950円</u>

13 仮運転 (1) 大型自動車仮運転免許、

	て同項の規定の適用を受ける場合	
	(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験	1件につき <u>1,900円</u>
	(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	1件につき <u>800円</u>
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
	(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>7,650円</u>
	(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,800円</u>
(6)	仮運転免許に係る試験	
	ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
	イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
	(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,350円</u>
	(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,900円</u>

13 仮運転 (1) 大型自動車仮運転免許、

免許取得者検査手数料	<p>中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>6,950円</u></p> <p>1件につき<u>3,950円</u></p> <p>1件につき<u>4,650円</u></p> <p>1件につき<u>3,850円</u></p>	免許取得者検査手数料	<p>中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>6,400円</u></p> <p>1件につき<u>3,900円</u></p> <p>1件につき<u>4,550円</u></p> <p>1件につき<u>3,750円</u></p>
14 再試験手数料	<p>(1) 準中型自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能</p>	<p>1件につき<u>5,050円</u></p> <p>1件につき<u>2,050円</u></p> <p>1件につき<u>2,750円</u></p>	14 再試験手数料	<p>(1) 準中型自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能</p>	<p>1件につき<u>4,400円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>2,550円</u></p>

	<p>について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 ア 法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(4) 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき1,950円</p> <p>1件につき3,550円</p> <p>1件につき1,800円</p> <p>1件につき1,100円</p>			
	<p>について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 ア 法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(4) 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき1,750円</p> <p>1件につき3,100円</p> <p>1件につき1,650円</p> <p>1件につき1,000円</p>			
15 免許証 交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 ア 法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 <u>(ア) 日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下この表において「複数免許取得者」という。)に対して交付する場合</u> a 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため</p>	<p>1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額</p>	15 免許証 交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 ア 一の種類に係る免許証を交付する場合 <u>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合</u> <u>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付</u></p>	<p>1件につき2,050円</p> <p>1件につき1,700円</p>

	<p>免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「<u>特定試験免除者</u>」という。） に対して交付する場合</p> <p>b aに掲げる場合以外の場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>a 特定試験免除者に対して交付する場合</p> <p>b aに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合</p> <p>(2) 仮運転免許に係る免許証</p>	<p>2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額</p> <p>1件につき2,100円</p> <p>1件につき2,350円</p> <p>1件につき2,550円</p> <p>1件につき1,100円</p>		<p>する場合</p> <p>イ 法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付する場合</p> <p>(2) 仮運転免許に係る免許証</p>	<p>2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</p> <p>1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</p> <p>1件につき1,150円</p>
16 免許証再交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p> <p>(2) 仮運転免許に係る免許証</p>	<p>1件につき2,600円</p> <p>1件につき1,050円</p>	16 免許証再交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p> <p>(2) 仮運転免許に係る免許証</p>	<p>1件につき2,250円</p> <p>1件につき1,150円</p>
16の2 特定免許情報記録手数料	<p>(1) 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録</p> <p>ア 法第95条の2第6項の規定による申出をする場</p>				

<p>合</p> <p>(ア) 複数免許取得者に 係る記録の場合</p> <p>a 特定試験免除者に 係る記録の場合</p> <p>b aに掲げる場合以 外の場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合 以外の場合</p> <p>a 特定試験免除者に 係る記録の場合</p> <p>b aに掲げる場合以 外の場合</p> <p>イ 法第101条の4の2第 2項の規定による申出（ 以下この表において「更 新時不交付申出」という。） をする場合</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合 以外の場合</p> <p>(ア) 法第92条第1項、 第95条の2第11項若し くは第101条の4の2 第1項の規定による免 許証（仮運転免許に係 るものを除く。）の交 付又は法第94条第2項 の規定による免許証（ 仮運転免許に係るもの を除く。）の再交付と 同時に記録を受ける場 合</p> <p>合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合</p>	<p>1,150円に、与える免 許1種類ごとに200円 を加えた額</p> <p>1,350円に、与える免 許1種類ごとに200円 を加えた額</p> <p>1件につき1,350円</p> <p>1件につき1,550円</p> <p>1件につき800円</p> <p>1件につき100円</p> <p>1件につき1,500円</p>
---	--

	<p>以外の場合</p> <p>(2) <u>法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え</u></p> <p>ア <u>免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えの場合</u></p> <p>イ <u>複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えの場合</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u></p>	<p>1件につき100円</p>			
17 免許証等更新手数料	<p>(1) <u>免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</u></p> <p>ア <u>法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この項において「経由申請」という。）をする場合</u></p>	<p>1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額</p> <p>1件につき1,550円</p> <p>1件につき2,750円</p>			
17 免許証更新手数料	<p>(1) <u>法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合</u></p> <p>(2) <u>(1)に掲げる場合以外の場合</u></p>				<p>1件につき2,550円</p> <p>1件につき2,500円</p>

	<p>イ <u>更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u></p> <p>(2) <u>免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</u></p> <p>ア <u>経由申請をする場合であって、法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この表において「経由地書換申出」という。）をするとき。</u></p> <p>イ <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u></p> <p>(3) <u>免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</u></p> <p>ア <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき。</u></p> <p>イ <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u></p>	<p><u>1件につき1,300円</u></p> <p><u>1件につき2,850円</u></p> <p><u>1件につき1,000円</u></p> <p><u>1件につき1,950円</u></p> <p><u>1件につき2,100円</u></p> <p><u>1件につき2,500円</u></p> <p><u>1件につき2,850円</u></p> <p><u>1件につき2,950円</u></p>		
18 経由手数料	<p>(1) <u>経由地書換申出をする場合</u></p> <p>(2) <u>(1)に掲げる場合以外</u></p>	<p><u>1件につき1,700円</u></p> <p><u>1件につき750円</u></p>	18 免許証更新申請 経由手数	<u>1件につき550円</u>



の場合		
19 略		
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1件につき <u>1,150円</u>
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1件につき <u>1,400円</u>
21 運転技能検査手数料		1件につき <u>3,650円</u>
22 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>3,100円</u>
	(2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>1,350円</u>
23 略		
24 技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。）	1件につき <u>23,750円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1件につき <u>19,800円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1件につき <u>14,450円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下こ	1件につき <u>22,200円</u>

料		
19 略		
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1件につき <u>1,200円</u>
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1件につき <u>1,450円</u>
21 運転技能検査手数料		1件につき <u>3,550円</u>
22 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>2,850円</u>
	(2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>1,400円</u>
23 略		
24 技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。）	1件につき <u>23,400円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1件につき <u>19,500円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1件につき <u>14,700円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下こ	1件につき <u>21,500円</u>



	の表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	
25 略		
26 教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1件につき15,100円  1件につき12,000円 1件につき9,950円 1件につき12,850円
27 運転経歴証明書交付手数料		1件につき1,150円
27の2 運転経歴情報記録手数料	(1) 法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令	1件につき100円

	の表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	
25 略		
26 教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1件につき14,550円  1件につき11,850円 1件につき9,650円 1件につき12,450円
27 運転経歴証明書交付手数料		1件につき1,100円

	第60号) 第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき900円			
28	運転経歴証明書再交付手数料	1件につき1,150円	28	運転経歴証明書再交付手数料	1件につき1,100円
29	国外運転免許証交付手数料	1件につき2,250円	29	国外運転免許証交付手数料	1件につき2,350円
30	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 1時間につき850円	30	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 1時間につき750円
		(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 1時間につき2,400円			(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 1時間につき2,350円
		(3) 略			(3) 略
		(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 1時間につき4,650円			(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 1時間につき4,450円
	イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 1時間につき3,800円		イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 1時間につき3,500円		
	ウ 普通自動車免許に係る講習 1時間につき3,050円		ウ 普通自動車免許に係る講習 1時間につき2,800円		

(5) 法第108条の2第1項 第5号に掲げる講習	
ア 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,300円</u>
イ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,200円</u>
(6) 法第108条の2第1項 第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,750円</u>
(7) 法第108条の2第1項 第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,200円</u>
(8) 法第108条の2第1項 第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,850円</u>
(9) 法第108条の2第1項 第9号に掲げる講習	1時間につき <u>900円</u>
(10) 法第108条の2第1項 第10号に掲げる講習	
ア 準中型自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,300円</u>
イ 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,150円</u>
ウ 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,850円</u>
エ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,700円</u>
オ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,550円</u>
(11) 法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習	
ア 法第95条の6第1項の 表の備考1のロに規定する 優良運転者に対する講習	
(ア) 公安委員会の使用 に係る電子計算機(入 出力装置を含む。以下	<u>1回につき200円</u>

(5) 法第108条の2第1項 第5号に掲げる講習	
ア 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,150円</u>
イ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,000円</u>
(6) 法第108条の2第1項 第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,500円</u>
(7) 法第108条の2第1項 第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,100円</u>
(8) 法第108条の2第1項 第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
(9) 法第108条の2第1項 第9号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
(10) 法第108条の2第1項 第10号に掲げる講習	
ア 準中型自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,150円</u>
イ 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,050円</u>
ウ 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,700円</u>
エ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,550円</u>
オ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,450円</u>
(11) 法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習	
ア 法第92条の2第1項の 表の備考1の2に規定する 優良運転者に対する講習	<u>1回につき500円</u>

この項において同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この項において「オンライン講習」という。)の場合

(イ) (ア)に掲げる場合  
以外の場合 1回につき500円

イ 法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習

(ア) オンライン講習の場合 1回につき200円

(イ) (ア)に掲げる場合  
以外の場合 1回につき800円

ウ 法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。)でないものに対する講習 1回につき1,400円

イ 法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習 1回につき800円

ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習

(ア) 令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習 1回につき800円

(イ) (ア)に掲げる講習 1回につき1,350円

エ 法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習

(ア) オンライン講習の場合

1回につき200円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合

1回につき800円

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習

1回につき6,600円

イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

1回につき2,950円

以外の講習

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習

1回につき6,450円

イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

1回につき2,900円

	(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 ア 自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導を含む講習 イ アに掲げる講習以外の講習	1回につき12,900円 1回につき9,350円
	(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき2,600円
	(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	1時間につき2,100円
	(16) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	1時間につき2,050円
31 任意運転者講習手数料	令第37条の6第2号に規定する講習（特定任意講習）	1回につき1,400円
32 通知手数料		講習1回につき1,000円

備考

- 1 略
- 2 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,650円
	特定第一種運転免許に係る技能	1,200円

	(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 ア 当該講習が令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定めるものである場合 イ アに掲げる場合以外の場合	1回につき9,050円 1回につき12,500円
	(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき2,250円
	(15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	1時間につき2,000円
31 任意運転者講習手数料	令第37条の6第2号に規定する講習（特定任意講習）	1回につき1,350円
32 通知手数料		講習1回につき900円

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る技能	1,250円



	検定員審査	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,450円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,350円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,250円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,900円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,750円</u>
3・4 略		
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,600円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,850円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	略	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,400円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,750円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,600円</u>

	検定員審査	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,250円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,700円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,100円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,100円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,400円</u>
3・4 略		
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,350円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,900円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,650円</u>
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	略	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,050円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,700円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>

条第1項に規定する  
自動車運転代行業に  
関する法令について  
の知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として 必要な自動車の運転 技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,650円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,200円</u>

条第1項に規定する  
自動車運転代行業に  
関する法令について  
の知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

- 3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、26の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として 必要な自動車の運転 技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,000円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,550円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>



	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な 教習の技能	略	
	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	2,100円
3 略		
4 法第108条の28第 4項に規定する教則 の内容となっている 事項その他自動車の 運転に関する知識	略	
	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	1,350円
5 自動車教習所に関 する法令についての 知識	略	
	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	1,350円
6 教習指導員として 必要な教育について の知識	大型自動車免許、中型自動車免 許又は準中型自動車免許に係る 教習指導員審査	1,550円
	略	
7 道路運送法第2条 第3項に規定する旅 客自動車運送事業及 び自動車運転代行業 の業務の適正化に関 する法律第2条第1 項に規定する自動車 運転代行業に関する 法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	2,600円

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査について

	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な 教習の技能	略	
	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	2,050円
3 略		
4 法第108条の28第 4項に規定する教則 の内容となっている 事項その他自動車の 運転に関する知識	略	
	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関 する法令についての 知識	略	
	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	1,300円
6 教習指導員として 必要な教育について の知識	大型自動車免許、中型自動車免 許又は準中型自動車免許に係る 教習指導員審査	1,500円
	略	
7 道路運送法第2条 第3項に規定する旅 客自動車運送事業及 び自動車運転代行業 の業務の適正化に関 する法律第2条第1 項に規定する自動車 運転代行業に関する 法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	2,550円

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査について

は950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

は900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 改正後の別表第7の規定は、この条例の施行の日以後の申請、申込み又は申出に係る手数料について適用し、同日前の申請、申込み又は申出に係る手数料については、なお従前の例による。

第5号

## 財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

### 記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 売却物件 | 綾歌郡宇多津町字吉田4001番104 外3筆<br>宅地 25,000.56㎡ |
| 2 売却金額 | 348,000,000円                            |
| 3 売却先  | 東京都江東区枝川二丁目8番7号<br>カトーレック株式会社           |

第6号

## 香川県産業交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県産業交流センター条例（平成5年香川県条例第26号）第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県産業交流センター	穴吹エンタープライズ株式会社	高松市古新町9番地1	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

## 香川県立アリーナの指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項に基づき、指定管理者の指定期間を次のとおり変更する。

## 記

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県立アリーナ	香川アリーナコンソーシアム 代表 穴吹エンタープライズ株式会社 株式会社デューク 株式会社ハンズオン・エンタテインメント 株式会社ファイブアローズ	高松市古新町9番地1	変更前 令和7年3月1日から 令和14年3月31日まで 変更後 令和7年2月24日から 令和14年3月31日まで

第8号

## 当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき、令和7年度において、次のとおり当せん金付証券を発売する。

### 記

1 発売限度額                      金 8,300,000,000円

### 和解による損害賠償の額の決定について

県が管理する三豊市仁尾町の田井川大北水門の自動開閉装置の不具合等による浸水被害に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
県内在住 A	6,711,283円
県内在住 B	
県内在住 C	
県内在住 D	
県内在住 E	
県内在住 F	
県内在住 G	
県内在住 H	
県内在住 I	
県内在住 J	
県内在住 K	
県内在住 L	

県内在住 M	
県内在住 N	
県内在住 O	

## 2 事故の概要

### (1) 発生年月

令和6年5月

### (2) 発生場所

三豊市仁尾町地内

### (3) 発生の概要

大雨により、三豊市仁尾町を流れる田井川が増水したが、河口に県が設置している大北水門の副ゲートが自動で開門せず、主ゲートも操作受託者である三豊市の初動対応に遅れがあり、河川の水を海に流下させることができなかった結果、近隣において床上浸水3棟、床下浸水9棟等が発生し、15名に損害が生じたもの。



## 和解について

県が管理する田井川大北水門の自動開閉装置の不具合等による浸水被害に係る損害賠償の額の三豊市との負担割合の決定について、下記のとおり和解したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 解決のための処理方法

##### (1) 和解

##### (2) 和解の内容

- 1 県及び市は、被災住民への本件損害の賠償に関し、誠意をもって協力するものとする。
- 2 市は、被災住民の本件損害の内容を調査し、県及び市は、被災住民と本件損害の解決に向け交渉するものとする。
- 3 被災住民に対する本件に伴う損害賠償額は、「三豊市仁尾町大北水門周辺の水害に伴う損害賠償要領」及び「三豊市仁尾町大北水門周辺の水害に伴う損害賠償算定基準」に基づき確定し、本件と法律上相当の因果関係が認められる範囲内で行うものとする。
- 4 本件損害の賠償は、県及び市が連帯して行うものとし、本件損害に係る被災住民への賠償額4,524,610円及び応急復旧等のために要した費用2,186,673円の総額6,711,283円を県と市で折半して負担する。また、折半することにより発生する1円未満の端数については県が負担する。
- 5 被災住民への支払いは、県が行うものとする。
- 6 市は、損害賠償の総額のうち、3,355,641円を県に支払うものとする。
- 7 県は、応急復旧等のために要した費用2,186,673円を市に支払うものとする。
- 8 県及び市は、本件に関し、1から7に定めるもののほか、県と市の間は一切の債権債務がないことを確認する。

## 2 本件の概要

令和6年5月28日、大雨により、三豊市仁尾町を流れる田井川が増水したが、河口に県が設置している大北水門の副ゲートが自動で開門せず、主ゲートも操作受託者である三豊市の初動対応に遅れがあり、河川の水を海に流下させることができなかった結果、近隣において床上浸水3棟、床下浸水9棟等が発生し、15名に損害が生じたもの。